

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|-----|---|
| 発表日 | 令和2年7月3日 |
| 発信課 | 子育て支援部主幹付 |
| 担当者 | 橋本 由宇 |
| 連絡先 | 電 話 0166-26-5500 |
| | F A X 0166-26-5508 |
| | E-mail orangeribbon@city.asahikawa.lg.jp |

| | |
|-------------------------------|--|
| 分 類 | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日 程 | 7月20日 |
| 発表項目 (行事名) | 第1回旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会の開催 |
| 概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。) | <p>【懇談会の設置目的】 本市における児童虐待防止に向けた取組について、専門的な視点から意見を聴取することにより、今後の児童虐待防止の取組強化に係る検討を推進するため。</p> <p>【日時】 令和2年7月20日(月) 18時～(90分程度)</p> <p>【場所】 旭川市子ども総合相談センター 2階 研修会議室2</p> <p>【第1回懇談会のテーマ】 旭川市の児童虐待防止及び児童虐待対応の現状・課題について</p> |
| 添付資料 | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ・ 懇談会要綱 |
| 報道(取材)に当たってのお願い | |
| 備 考 | |

旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における児童虐待防止に向けた取組について、専門的な視点から意見を聴取することにより、今後の児童虐待防止の取組強化に係る検討を推進するため、旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 本市における児童虐待の現状及び課題に関すること。
- (2) 北海道旭川児童相談所との連携に係る現状及び課題に関すること。
- (3) 本市における児童虐待防止の取組強化に関すること。
- (4) 本市独自の児童相談所の在り方に関すること。
- (5) その他児童虐待防止に関し必要な事項

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関等に属する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。ただし、参加者が必要と認めたときは、子育て支援部において進行役を行うことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、子育て支援部において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、参加者の意見を踏まえ、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。